

岩手海区漁業調整委員会公示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年11月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亘 理 榮 好

1 公聴会の日時及び場所

（1） 日時 令和7年12月15日（月） 午後1時30分から

（2） 場所 岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

海区漁場計画の変更の案について

3 海区漁場計画の変更の案の縦覧場所

（1） 沿岸各市役所及び町村役場

（2） 広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター

（3） 岩手海区漁業調整委員会事務局

岩手海区漁業調整委員会が行う公聴会の手続に関する規程

(平成6年11月29日海区漁業調整委員会公示第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定)

第2条 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の制限)

第3条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

(日時、案件等の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示するものとする。

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）に対し、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述人の範囲)

第6条 公聴会における公述人の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係を有するものと認められる者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述人を選ばなければならない。

(公聴会の主宰)

第8条 公聴会は、委員会の会長が主宰する。ただし、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する者が主宰する。

(公述人の発言)

第9条 公述人は公聴会に出席し、前条の規定により公聴会を主宰する者（以下「主宰者」という。）の許可を得て発言することができる。

第10条 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不適当な言動があったときは、主宰者はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第11条 委員会の委員は、公述人に対して質疑することができる。ただし、公述人が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第12条 公述人は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定に基づき公述人の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を提出しなければならない。

附 則

- 1 この公示は、平成6年11月29日から施行する。
- 2 岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「公聴会及び公開の聴聞」を「公聴会」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（4）意見の聴取に関すること。

附 則（令和2年10月6日海区漁業調整委員会公示第2号）

この公示は、令和2年12月1日から施行する。

漁業法 抜粋

(海区漁場計画の作成の手続)

- 第64条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。**
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第109条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して3月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。**

漁業法施行規則 抜粋

(海区漁業調整委員会による意見の聴取)

- 第23条 法第64条第5項(法第67条第2項において準用する場合を含む。)の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。
- 2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。
- 3 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。